

## ○ 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例取扱要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例（平成19年7月9日山梨県条例第33号、以下「条例」という。）及び山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成19年7月9日山梨県規則第35号、以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (製品の定義)

**第2条** 条例第2条第2項で定める「製品」とは、陶器又はガラス製品をいう。  
2 条例第6条第2号の「土砂」とは、製品として販売したもので、採石法にあつては採石法第2条に定める「岩石」をいい、砂利採取法にあつては砂利採取法第2条に定める砂利をいう。

### (許可申請書の面積)

**第3条** 条例第7条第1項第2号で定める土砂の埋立て等の用に供する土地の面積は実測とし、小数点以下2桁（下3桁切り捨て）まで表示すること。

### (知事が認める事業)

**第4条** 規則第2条第20号で定める土砂の崩壊等の発生のおそれがないものとして知事が認める事業は次のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が行う林道事業
- 二 国又は地方公共団体が行う土砂の埋立て等（国又は地方公共団体が設計、監督及び検査を行うものに限る）
- 三 知事が定めた公共工事建設発生土処分地の指定基準に基づく公共工事建設発生土処分地として指定された土地において行う土砂の埋立て等で、当該処分地の指定を受けた者が、この要綱で定めるところにより、知事に届け出たもの

2 前項第三号の届出は別紙1により、公共工事建設発生土処分地として指定されたことを証する書面、位置図（縮尺1/50,000程度）及び計画平面図（縮尺1/500程度）を添付して行う。

### (許可申請書の添付図書)

**第5条** 規則第6条で定める許可申請書の添付図書については、別紙「申請書に添付する図書一覧」による。

### (相当数の同意)

**第6条** 規則第6条第1項第8号で定める「相当数の同意」とは、土砂の埋立て等の用に供する土地につき土砂の埋立て等の妨げとなる権利を有する者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると思われる場合を指すものとする。

### (一般的基準)

**第7条** 規則第10条で定める土砂の埋立て等に係る一般的基準に適合するかどうかは、次の事項を勘案して判断するものとする。

- 一 土砂の埋立て等の用に供する土地につき土砂の埋立て等の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること
- 二 土砂の埋立て等について法令等による許認可を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること

### (構造上の基準)

**第8条** 規則第11条第4項で定める計算の方法、数値その他の必要な事項については、別紙「技術的基準」による。

### (標準処理期間)

**第9条** 行政手続法第6条及び山梨県行政手続条例第6条に基づく標準処理期間は、条例第7条第1項、同条第2項、第10条第2項及び第17条第2項に定める申請にあつては60日とする。

## 申請書及び添付図書一覧

書類 番号	申請書・添付図書	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	土砂の埋立て等許可申請書及び別紙「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」(第2号様式)	・「別記 土砂の埋立て等許可申請書及び別紙「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」の記載要領」を参照のこと	
2	申請者の住民票の写し (法人にあつては、登記事項証明書)		
3	申請者が欠格要件に該当しない者であることの誓約書	・別紙様式「欠格要件非該当に関する誓約書」によること	
4	申請者が未成年者の場合、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合においては、代理権を証明する書面、登記事項証明書並びに役員の氏名、住所及び生年月日を記載した書類)	・法定代理人が法人である場合における役員の氏名、住所及び生年月日については別紙様式「役員一覧表」によること ・役員とは、条例第9条第1項第1号ニに規定する役員をいう	
5	申請者が法人の場合、その役員の氏名、住所及び生年月日を記載した書類	・別紙様式「役員一覧表」によること ・役員とは、条例第9条第1項第1号ニに規定する役員をいう	
6	申請者が法人の場合、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の出資をしている者の氏名又は名称、住所及び株式の数又は出資の金額を記載した書類	・別紙様式「株主又は出資者に関する一覧表」による	
7	使用人の氏名、住所及び生年月日を記載した書類	・別紙様式「使用人に関する書類」によること ・使用人とは、規則第9条に規定する	

		ものをいう	
8	土砂の埋立て等の用に供する土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日より1年以内のもの</li> <li>・登記所において取得したもの</li> </ul>	
9	土砂の埋立て等の用に供する土地の区域について当該土砂の埋立て等の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所有者については規則第4号様式「土地使用同意書」によること</li> <li>・その他の権利者については別紙様式「土地使用同意書」によること</li> <li>・相当数の同意とは、要綱第6条を参照のこと</li> </ul>	
10	他法令による許認可書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂の埋立て等の実施に関して法令の許可等が必要な場合</li> <li>① 許認可済のものは許認可書の写し</li> <li>② 申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）</li> </ul>	
11	工程表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙様式「土砂の埋立て等の工程表」によること</li> </ul>	
12	土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量を計算した書類		
13	土砂の埋立て等の構造について安定計算を行った場合においては、安定計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定計算が必要な場合については、別表第1の5号を参照のこと</li> </ul>	
14	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の設計根拠資料及び設計図</li> <li>② 施設の構造、規模を示す図面</li> </ul>	
15	排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の設計根拠資料及び設計図</li> <li>② 施設の構造、規模を示す図面</li> <li>③ 集水区域を示す図面</li> </ul>	
16	沈砂池を設置する場合、その容量を算定した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の設計根拠資料及び設計図</li> <li>② 施設の構造、規模を示す図面</li> <li>③ 集水区域を示す図面</li> </ul>	
17	土砂の埋立て等の用に	① 位置図	1/25,000 以上

	供する区域の位置図及び付近の見取図	方位、土砂埋立て区域の位置 ② 付近の見取図 方位、土砂埋立て区域、道路、河川、目標となる土地及び建物等（駅、公共施設等）	1/2, 500 以上
18	土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の求積平面図	・方位、土砂の埋立て区域の境界を示す杭の位置、土砂の埋立て区域内の土地の境界 ・求積は筆ごとに行うこと	1/500 以上
19	土砂の埋立て等の完了時の平面図及び断面図	① 平面図 方位、土砂の埋立て区域の境界を示す杭の位置、のり面の位置、擁壁の位置、排水施設の位置、沈砂池その他の土砂の流出を防止する施設の位置、囲い（杭その他の設備）の位置 ② 断面図 土砂の埋立ての高さ及びこう配、小段、擁壁、排水施設、のり面保護の方法、土砂の埋立てを行う前後の地盤面	1/500 以上  1/500 以上
20	擁壁を設置する場合には、その断面図及び背面図	・擁壁の寸法及びこう配、擁壁の材料の種類及び寸法、鉄筋の位置及び寸法、水抜穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面	
21	排水施設の平面図及び断面図	・排水施設の位置、規模、こう配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称 ・排水施設の種類、材料及び内のり寸法	平面図 1/500 以上 断面図 1/50 以上
22	その他知事が必要と認める書類及び図面	① 公図写し（申請日より1年以内のもの。隣接地も明示する。） 地番、地目、土地所有者、転写年月日、法務局 ② 土砂の埋立て等の用に供する土地に隣接する土地との境界が確定していることが確認できる書類（任意様式）及び土砂の埋立て等の用に供する土地に隣接する	

		<p>土地の登記事項証明書</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請日より1年以内のもの</li><li>・登記所において取得したもの</li></ul> <p>③ 現況写真</p> <p>開発区域の全景がわかるように撮影すること</p> <p>求積平面図に撮影位置を記入すること</p>	
--	--	---	--

※ “一時堆積” の場合は、申請書は次の 23 によるものとし、添付図書は 2～11 まで、15～18 まで及び 21 の書類のほか、次の 24 及び 25 とする

書類番号	申請書・添付図書	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
23	土砂の埋立て等（一時堆積行為）許可申請書及び別紙「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」（第 3 号様式）	・ 書類番号 1 に同じ	
24	最大堆積時の土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の平面図及び断面図	① 平面図 土砂の埋立て区域の境界を示す杭の位置、緩衝地帯、排水施設の位置、沈砂池その他の土砂の流出を防止する施設の位置、囲い（杭その他の設備）の位置  ② 断面図 土砂の埋立ての高さ及びこう配、排水施設、土砂の埋立てを行う前後の地盤面	1/500 以上  1/500 以上
25	その他知事が必要と認める書類及び図面	① 公図写し（申請日より 1 年以内のもの。隣接地も明示する。） 地番、地目、土地所有者、転写年月日、法務局  ② 土砂の埋立て等の用に供する土地に隣接する土地との境界が確定していることが確認できる書類（任意様式）及び土砂の埋立て等の用に供する土地に隣接する土地の登記事項証明書 ・ 申請日より 1 年以内のもの ・ 登記所において取得したもの  ③ 現況写真 開発区域の全景がわかるように撮影すること 求積平面図に撮影位置を記入すること	

別記 土砂の埋立て等許可申請書及び別紙「土砂の埋立て等に  
使用される土砂の採取場所及び搬入計画」の記載要領

1 使用する様式について

土砂の埋立て行為が永久堆積である場合は「土砂の埋立て等許可申請書」(第2号様式)を使用し、一時堆積である場合は「土砂の埋立て等(一時堆積行為)許可申請書」(第3号様式)を使用すること。

2 「土砂の埋立て等の完了時」欄について

土砂の数量(m<sup>3</sup>)について、「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」の全てが特定されていない場合にあっては、特定されている土量(申請書別紙「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」に記載のある土量の合計と等しい数値であること)を裸書きとし、その後ろに括弧書きで全体計画の土量を記載すること。

3 「土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置」欄について

一層の敷均し厚さ、一層毎に転圧を行うこと、小段を一段造成するごとに法面を整形すること等、適切な施工方法を記載すること。また、土砂の流出を防ぐために講ずる措置(土側溝や沈砂池の設置等)についても記載すること。

4 「土砂の埋立て等に使用する土砂の性状」欄について

採取場所及び搬入計画を特定している土砂についてのみ記載すること。

5 別紙「土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画」の各欄について

採取場所及び搬入計画を特定している土砂のみ記載し、見込みのもの等については記載しないこと。なお、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域で採取された土砂(採取土砂)による埋立て等を行う場合は、「搬入計画」を「採取計画」に読み替えて記載すること。

「採取場所」については、土砂を採取する所在地を明記するとともに、建設工事等の名称があるものについてはその名称についても括弧書きで記載すること。

土砂の採取場所及び搬入計画について見込みの状態にあるものについては、別紙(様式は任意)により、採取場所及び予定量についての見込みを記載するとともに、「見込んである土砂を特定し、これを申請地に埋立てようとする際には、土砂の採取場所及び土砂の性状を示す資料を添付して変更許可申請を行い、このことについて変更許可を受けた上で埋立てを行う」旨を記載すること。



6 土砂の採取場所及び搬入計画を特定した土砂について必要となる添付資料について

土砂の採取場所及び搬入計画を特定した土砂の埋立て等の許可を申請する際には、土砂についての根拠資料として次のものを添付すること。

- (1) 土砂発生元工事についての工事請負契約書等の写し
  - ・発注者と工事請負者との間の契約書の写し等を添付する。
- (2) 残土発生土量の根拠
  - ・工事設計書の写し等を添付する。
- (3) 建設工事発生土区分の根拠
  - ・コーン指数及び土砂の性状観察等から建設工事発生土区分を決定した土質試験報告書を添付する。

仮置等の堆積土砂を搬入する場合は、上記(1)～(3)に加え以下の資料を添付する。

- (4) 元の土砂採取場所についての情報と仮置の経緯を記載した書面（任意様式）
- (5) 仮置現場の位置図
- (6) 仮置土量の土量計算（図面及び計算式）
- (7) 仮置状況の写真

## 欠格要件非該当に関する誓約書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

住所

ふりがな

氏名

印

生年月日 年 月 日生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

私は、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約します。

なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

### 第9条 (抜粋)

- 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 心身の故障により土砂の埋立て等を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者
- ニ 第十九条第一項（第三号及び第七号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る山梨県行政手続条例（平成七年山梨県条例第四十六号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）又は規則で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）
- ホ 土砂の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（ヌにおいて単に「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（その法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

### 役員一覧表

役 職	ふりがな 氏 名	住 所	生年月日

注 役員とは、条例第 9 条第 1 項第 1 号ニに規定する役員をいう。

第 9 条 (抜粋)

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。



使用人に関する書類

ふりがな 氏名	住所	生年月日	所属等	役職等

注 使用人とは、規則第9条に規定するものをいう。

第9条

条例第9条第1項第1号ニ、チ及びリの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

土地使用同意書

許可申請者（ ）による土砂の埋立て等について、私が（ ）権を有する次の土地の使用に同意します。

土地の位置及び地番	地目（登記簿）	面積（登記簿）

また、同意の前提として、上記の許可申請者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積
- 3 土砂の埋立て等の目的
- 4 土砂の埋立て等を行う期間
- 5 土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量及び土地の形状
- 6 排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画
- 7 土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置
- 8 土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画
- 9 土砂の埋立て等の用に供する土地の登記簿の地目及び現況による地目
- 10 土砂の埋立て等に使用される土砂の性状
- 11 廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に適した土砂の使用のために講ずる措置
- 12 現場管理者の氏名
- 13 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 14 土砂の埋立て等が法令の許可等を受けることを必要とする場合においては、当該法令の許可等の状況
- 15 土砂の埋立て等が一時堆積行為である場合においては、最大堆積時の土砂の数量及び土地の形状
- 16 土砂の埋立て等が一時堆積行為である場合においては、土砂の埋立て等に使用される土砂の搬入及び搬出の年間の予定数量

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

権利者 住所  
氏名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。

土砂の埋立て等の工程表

許可申請者

住所

氏名

印

工種	月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月

注 工種ごとに作成すること

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者  
の氏名)

公共工事建設発生土処分地の届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例取扱要綱第 4 条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に 供する土地の区域	位置	
	面積 (㎡)	

- 注 1 公共工事建設発生土処分地として指定されたことを証する書面を添付すること。  
2 位置図 (縮尺 1/50,000 程度) 及び計画平面図 (縮尺 1/500 程度) を添付すること。